

**令和 6 年度 調布市障害者地域自立支援協議会
第 1 回全体会 報告書**

開 催 日 令和 6 年 5 月 2 9 日（水）午前 9 時 4 5 分～ 1 1 時 4 5 分
場 所 たづくり 1 0 0 1 学習室
出席委員 谷内委員，丸山委員，山本委員，柳委員，樋川委員，原田委員，石井委員，
加藤委員，井村委員，江口委員，進藤委員，江頭委員，内海委員，名古屋
委員，木内委員，堀江委員，円舘委員，栗城委員，田島委員（1 9 名）
欠席委員 萩本委員、渡辺委員、市橋委員（3 名）
傍 聴 者 4 名

1 開会

■事務局

それでは、皆さんおそろいようですので、ちょうど定刻になりましたので、これより令和 6 年度第 1 回調布市障害者地域自立支援協議会を開催します。司会をさせていただきます、事務局の地域生活支援センター希望ヶ丘と申します。よろしくお願いします。

では初めに、お手元の資料の確認させていただきます。事前に郵送のほうで送らせていただいていると思いますが、今日の進行が書いてある資料と、報告書も皆さんお持ちかと思えます。本日、2 つ資料が追加となっております。まず、調布市の総合福祉計画のカラーのものが 1 冊と、自立支援協議会の要綱が 1 枚追加となっております。机に置かれているかと思えます。資料がもしない方いらっしゃいましたら、近くの事務局のほうにお声かけください。本協議会の委員の皆さまに市から委嘱状も机の上に置かせていただきましたので、併せてご確認ください。

会に進む前に、この自立支援協議会では検討過程についても広く市民の方に公表していきたいと考えております。傍聴者の受け入れと、議事録の公開を行いたいと考えております。議事録の公開に当たっては、各委員の発言に関して、各委員の名前は伏せた状態で、どの委員からのご発言かということは特定されない状況で掲載させていただこうと思っています。ご発言の中で、ご自身の体験談や個人情報に関わることにしても、こちらの判断で削除した上で公開させていただこうと思えますので、その辺はご了承いただければと思います。最初に傍聴者の受け入れと議事録の公開について、ご了承していただければと思います。

2 福祉健康部長あいさつ

■事務局

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。では福祉健康部、八角部長よりごあい

させていただきます。八角部長、よろしくお願いします。

■八角部長

皆さま、おはようございます。私は福祉健康部長の八角と申します。どうぞよろしくお願いいたします。令和6年度調布市障害者地域自立支援協議会、第1回全体会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、本協議会の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。日頃から市の障害福祉行政にご尽力いただいておりますことを、この場をお借りして厚くご礼を申し上げます。

調布市では、平成18年度に、この自立支援協議会を立ち上げまして、今年で19年目を迎えます。この協議会は当事者の皆さまに加えまして、学識経験の先生方、あるいは障害者施設、医療・教育・就労施設、それから権利擁護と、さまざまな立場の方々や職種の方々からご意見頂いており、大変貴重な場となっております。

今年度は、市が新しく策定しました、いわゆる福祉3計画の初年度でありまして、この計画策定に当たりましては、協議会の委員の皆さま方から様々なご意見頂きまして、そのご意見につきましては、この計画に反映しています。この3計画に共通する理念として掲げております、みんなが自分らしく安心して、つながりを持って暮らし続ける町、この実現に向け、委員の皆さま方と意見交換をさせていただいて、計画の推進につなげていきたいと思っています。この計画の取り組み状況につきましては、この協議会の場で進捗状況をご報告させていただいて、また委員の皆さまのご協力、ご意見頂きながら、計画推進につなげていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、調布市では、現在、手話言語および手話を含む、その他の意思疎通のための手段についての理解および普及を図ると共に、共生社会の充実を目指すことを目的とした、調布市手話言語条例と調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例の制定に向けて、現在、検討を進めています。この協議会にご参加いただいております委員の方々からも、その検討にご協力いただきまして、厚くご礼申し上げます。

まず、手話言語条例は、手話が独自の言語であることが広く理解され、手話を使用する人の権利が保障される社会をつくり、これを尊重することに重きを置いています。一方で、障害者の多様な意思疎通に関する条例は、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等を社会において広く理解されることによって、障害者の意思疎通を図る権利が尊重されることを重視する条例として、今現在、制定に向けて検討を進めています。

市の条例案につきましては、6月5日から7月4日までの間、パブリックコメントの手続きを経て、年内の条例制定を目指しております。委員の皆さま方もこの条例をお目通しいただきまして、ご意見頂ければと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

また、この調布市において、この協議会の位置付けですけれども、障害者差別解消法に基づく、障害者差別解消支援地域協議会、この機能を付加しています。令和6年4月から、障害者の合理的配慮の提供が事業者にも義務化されています。障害を理由とした差別の解消や

共生社会の実現に向けて、相談事例や合理的配慮の好事例につきまして、委員の皆さまと共有させていただき、それを広めていくことで、市全体で差別解消に向けて前進させていきたいと考えております。

最後になりますが、この自立支援協議会は調布市にとりまして、さまざまな立場の方の思いや考えを聞かせていただく、本当に貴重な場であると考えております。委員の皆さまのご意見から、普段の支援のあり方を改めて振り返りながら、障害福祉施策を一層推進していきたいと考えておりますので、今後とも委員の皆さまにお力添えいただきますようお願いを申し上げまして、冒頭の私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

八角部長、ありがとうございました。ご都合により、ここで八角部長のほうご退席いただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

3 委員・事務局紹介

■事務局

ありがとうございます。それでは次に、委員の皆さまをご紹介します。時間の都合上、事務局のほうから所属とお名前のほうを読み上げさせていただきます。私から見て、反時計周りで席順でご紹介させていただきます。資料1の全体委員名簿も併せてご確認いただけると幸いです。では、ご紹介させていただきます。

(省略。事務局より委員1名ずつ紹介)

あと視覚障害者協会の方がお休みのご連絡を頂いております。また次回以降、ご参加いただけるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では次に事務局のご紹介をさせていただきます。事務局は人数が多いので、事業所ごとのご紹介をさせていただきます。お名前のほうは事業所名を挙げますので、立っていただければと思います。

(省略。事務局紹介)

4 会長・副会長選出

■事務局

では、次に進めさせていただきます。次第の4番になります。会長・副会長の選出に進み

たいと思います。調布市の本協議会での要綱では、会長1名および副会長2名を委員より選出するものとされており。委員の皆さまから立候補やご推薦のほうをいただくところですが、事務局より昨年度に引き続き、会長に谷内委員を、副会長に丸山委員と山本委員を推薦させていただきたいと思います。

こちらの案について、また、他に皆さまから立候補やご推薦等あれば、ご発言をお願いしたいと思います。それでは事務局案のとおり、会長に谷内委員、副会長に丸山委員、山本委員にそれぞれご就任いただくということで、異議のない方は拍手をお願いいたします。(拍手)

ありがとうございます。それでは会長、副会長から一言ずつ、ごあいさついただけますか。

■谷内会長

はい。座ったままで失礼します。今年度も本協議会の会長として務めさせていただきます、桜美林大学の谷内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

毎年この時期になると、昨年度の報告書、事務局からお送りいただいて、斜め読みをしながら、こちらに向かってくるのですが、本当に毎年、多くの成果を出していただいているのが、こちらの自立支援協議会だと思います。特に今年度は、先ほど部長のお話にもありましたように、調布市障害者総合計画、3計画が同時に始まる年度になりますので、私も失礼ながら、この総合計画のことを忘れがちになってしまうんですけども、ぜひ皆さま方もこちらの協議会、または各ワーキングを進めていく中で、ご自身のワーキングであったり、日々の福祉関係の業務であったり、教育関係の業務であったりと、こちらの総合計画の関連性を見ながら、調布市の総合福祉計画も有効に活用していただければなと思っております。

調布に関わらせていただいて、非常に長い時が流れて、十数年、お世話になっておりますけれども、これ、今年度も何か成果を出せる、自立支援協議会にできればいいなと思っておりますので、ぜひ皆さま、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■丸山副会長

副会長に推薦いただきました、丸山晃です。名簿では2番目になります。会長が今おっしゃったことがありますけれども、障害福祉サービスが、障害のある人たちの生活をどういうふうにきちんと支えることができるのかということを、皆さんと一緒に考えていき、調布の中で暮らしている人たちの生活が、自己実現、自分らしく実現できるように支えていき、この協議会を会長と共に支えていきたいと思っています。

私、都内で4つほど、自治体で自立支援協議会の委員をしておりますが、調布が最も活発で、いろんな意見が当事者やご家族、それから事業所、さまざまな関係団体、機関から意見が出ているということをいつも感じています。引き続き、皆さんと一緒に考えていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■山本副会長

おはようございます。事業団の山本です。副会長のご推薦をいただきましたので、会長を支えて、これから１年間、頑張っていきたいと思っています。

この協議会なのですが、その前に、私の研究会のほうで、調布の障害福祉の歴史を調べてみたことがあります。その中では、１９６０年代ぐらいから、市役所のほうが当事者団体の皆さんといろいろな議論をして、サービスを作ってきた、そういう歴史があるということが分かりました。例えば、障害児保育というのは勉強された方は、大津市が先駆的という話を聞いたことあると思いますが、実はその１年前に、もう既に調布で行われていたということや、希望の家という社協がやっている施設でも、住民の皆さんのいろんな反対がありながらも、当事者団体と行政が一緒になってオープンにこぎつけた等々、そういった歴史があるということが分かりました。そのような行政と当事者の皆さんとのいろいろな連携の中で、これが協議会として結実してるのかなと思います。さきほど、丸山先生が、一番活発だというお話をしましたが、そういう歴史が背景にありながら、この協議会がいろいろな議論ができていくということがすごく分かった研究でした。

今後も協議会、皆さんの活発なご意見、それと行政と一緒にやりながら、新たな障害者の暮らしを支える社会資源をつくり出せるようなものにしていきたい、そのために私も微力ながら尽力したいと思っています。今年度もよろしくお願いいたします。

5 議事

(1) 調布市障害者地域自立支援協議会について

(2) 令和６年度の活動スケジュールについて

■事務局（希望ヶ丘：関根）

谷内会長、丸山副会長、山本副会長、ありがとうございました。それでは、ここから次第の５番に移りますが、この後の進行は谷内会長のほう、よろしくお願いいたします。

■谷内会長

では、よろしくお願いいたします。議事に沿って進めてまいりたいと思います。まず皆さま、資料３をご準備ください。では障害者福祉課から、よろしくお願いいたします。

■事務局

それでは、事務局の障害福祉課よりご説明させていただきます。議事１のほうは、「自立支援協議会について」とさせていただきます。初めに、この自立支援協議会の概要について説明いたします。また、議事２の「令和６年度の活動スケジュールについて」も、一緒にまとめてご説明させていただきます。

では、資料3と4をお手元にご準備いただけますでしょうか。まずは資料3からご覧ください。この自立支援協議会は、障害者総合支援法第八十九の三において、各都道府県区市町村で設置するものと定められております。調布市と同様に、近隣自治体や東京都においても、この自立支援協議会を置いております。

2番の所掌事項について。こちらは調布市の要綱で定められております。調布市においては、先ほどの障害者総合支援法とは別の法律、障害者差別解消法に基づき、こちらでも各自治体で設置することとされている、障害者差別解消支援地域協議会としての機能も、この自立支援協議会に併せて持たせることとしています。

資料3の裏面をご覧ください。調布市の自立支援協議会の全体の体制図となっております。本日の皆さまの全体会が一番上に位置付けられております。その下に、調布市では3つのワーキングを設置しています。各ワーキングでは毎年度、検討テーマを定め、そのテーマに沿って全体会とは別に検討を進め、全体会に報告します。今年度の各ワーキングのテーマ、活動についても、この後の議事にて取り扱います。全体会では各ワーキングの活動成果や報告を基に、市の施策、計画などへ反映させるための提言をまとめます。この全体会とワーキングのやりとりが最もメインの機能となりますが、その下に各ワーキングの検討テーマを選定する運営会議、さらに、市内の相談支援事業所で構成するこの相談支援事業所は、事務局の3か所以外も含む、市内全ての事業所となっておりますが、サービスのあり方検討会、こちらで個別の実際の利用者支援、相談現場、個別支援会議から地域課題を抽出しまして、ボトムアップで吸い上げていきます。

それをまたワーキングや全体会での検討に反映させ、障害のある方も暮らしやすい地域づくりにつなげていくというのが、この調布市の自立支援協議会全体会の構図となっております。

続きまして、議事の2番に進ませていただきます。資料は4をご覧ください。令和6年度の活動スケジュールについて、説明させていただきます。こちらは全体会と各ワーキング、それから、サービスのあり方検討会、運営会議と事務局会議の年間スケジュールとなっております。

この全体会としましては、表の一番左、赤字になっております、年間3回の開催を予定しております。第2回では各ワーキングの活動状況について中間報告を行い、第3回では年間としての報告を受け、随時、活動の方向性や、さらに次年度以降の活動への意見などを皆さまに伺ってまいります。

加えて、全体会の列の10月のところをご覧ください。自立支援協議会では毎年、市民全体への普及啓発を目的とした講演会を開催しています。今年度は10月12日の土曜日に開催する予定です。テーマは「災害時に障害のある方の福祉事業所に求められるネットワーク支援とは」ということで予定しており、講師からの基調講演に加えて、実際に災害派遣に関わった方たちの体験談なども伺うことと考えています。この講演会については、今後、第2回の協議会までに詳細を決定し、改めて報告させていただく予定です。

以上が議事 1, 2 のご説明となりますが、最後に 1 点。資料 3 の中にありました、運営会議、こちらの委員は事務局に加え、毎年、委員会の皆さまから何名かご参加をいただいております。ご参加いただける委員の方がいらっしゃいましたら、本日の会議の後、その場でも結構ですし、後日であれば、6 月の中旬ぐらいですね。6 月 12 日ぐらいまでに事務局までご連絡を頂ければと思います。もし立候補がなかった場合、または少なかった場合は、事務局から個別にお声がけさせていただくこともありますので、ご承知おきいただければと思います。説明は以上です。会長にお返しします。

■谷内会長

ありがとうございます。質疑応答については、休憩の後、まとめて取りたいと思いますので、ひとまず議事のほう進めてまいりたいと思います。それでは議事の 3 番ですね。調布市障害総合計画について、障害福祉課からよろしくお願いします。

(3) 相談支援事業所の概要について

■事務局

障害福祉課サービス支援係です。それでは、調布市障害者総合計画の策定について報告させていただきます。お手元に本日の資料として、調布市障害者総合計画の概要版の冊子をお配りさせていただいています。このカラー刷りの、全部で 16 ページのものになります。こちらをご覧ください。計画の概要版を 1 枚めくって、2 ページ目をご覧ください。「計画の位置づけ」とあります。この計画は、障害者福祉に関わる市町村が策定するものと、法律で定められている 3 つの計画を一体として策定したものです。計画期間はその内容により、一部については 3 年、6 年となっております。今後 3 年後には、この部分改定を行う予定です。そして、本計画の策定に当たっては、昨年度からその検討状況について、この自立支援協議会でも報告させていただくと共に、意見具申として計画に盛り込むべき内容、これからの調布市に必要なことを、この協議会から提言を頂きました。内容としては例えば、非常時の連携強化、障害理解の促進、障害福祉サービスの円滑な導入のための仕組み作りなどの意見具申を頂いています。そして、その後に、さらなる検討や計画案の市民説明会、パブリックコメントなどを経て、今年の 3 月に、この計画がまとまりました。

計画の内容についてですが、次の右側、概要版の 3 ページ目をご覧ください。今回、調布市では、この障害者総合計画と高齢者総合計画、そして地域福祉計画の 3 計画、地域、高齢、障害で福祉 3 計画として共通の調布市として目指す将来像、基本理念、そして、今後の調布市の福祉を考えていく上での福祉圏域、エリア分けのようなものを図のように定めております。1 つ 1 つの内容は時間の都合もあり、説明は省略させていただきますが、基本理念を踏まえ、障害者福祉の分野において、施策提携を示したものが、次の、めくっていただき、4 ページ目になります、「施策展開～事業計画～」と書かれたところになりまして、ここで

は、先ほどの基本理念を達成するための2つの視点として、「障害のある方と家族への切れ目のない支援」、「安心して住み続けられる地域の環境づくり」の達成を事業の計画に掲げています。

続きまして、右側5ページ目以降は、計画における施策体系と、その体系で定めた各分野についての具体的な事業計画となっております。本日お渡しした冊子は概要版なので、取り組みの方向性をおおむねピックアップしているものとなっております。本日お配りしていないのですが、計画の本編のほうでは、約200ページありますが、ぜひ機会があれば、お手に取っていただき、各委員の方の特に関心がある分野のみでも一度ご覧いただければと思います。この計画の本編では、1つ1つの事業、この概要版に記載したもの以外にも、事業内容や今後の方向性について記載しております。

次の6ページ目をご覧ください。「A-2、健康づくり・医療的な支援」では、その取り組みとして、ここには細かい記載はないのですが、医療と福祉の相互理解についてのワーキングの提言から実現し、今回から計画として位置付けられた事業になります。

続いて、8ページ目。ライフステージの各段階。子どもから大人、高齢期までの支援についてとなっております。ここでは右側9ページ目のB-5にあります「スポーツ・文化芸術・余暇活動の支援」。この中で、余暇活動支援の取り組みの1つである「ほりで〜ぷらん」も計画に位置付けられていますが、これも自立支援協議会で議論、提言から始まった事業になります。続いて、10、11ページ目をご覧ください。ここでは障害理解など、本人、ご家族だけでなく、地域に働きかける、地域の環境づくりとしての取り組みについて記載しております。C-1、福祉人材の育成・確保では福祉人材センター、D-4、障害理解と交流では差別解消地域協議会、D-6、災害時の支援では災害福祉ネットワークなど、自立支援協議会の提言から計画に位置付けられている事業が多数あります。自立支援協議会の提言で始まった事業は、今申し上げたとおり、多数あり、ここでは全てをご案内できませんが、また、本編のほうを確認いただけたらと思います。

続いて、12ページ以降は数字が書いてあるのですが、障害者総合支援法、児童福祉法などに基づくヘルパーであったり、通所、グループホームなどの、各サービスの3年間、令和8年度までの見込み量はこれくらい必要になるということを見込んで、サービスの拡充を図っていきますという目標となっております。これも計画の本編では、各年度、6年度、7年度ごとに数字を定めており、さらに、その提供体制の確保のために、市は事業者への支援などをどういうふうに行うということを書いています。

最後に、16ページ目をご覧ください。こちらは、計画で定めたものをどう進めていくかというところで、計画の進捗管理について記載しており、そこにありますとおり、今後、自立支援協議会で、この進捗状況を報告させていただく予定でございます。

なお、今回、この概要版と、200ページに及ぶ本編というものがあるのですが、それ以外にも、簡易的な表現で分かりやすく説明した「わかりやすい版」というものも策定しています。ホームページにも掲載されていますので、機会があれば、ご覧ください。説明は以上で

ございます。会長にお返しいたします。

■谷内会長

ありがとうございました。非常に見やすい概要版，ありがとうございます。お話にあった本編については，ホームページというご案内がありましたが，それは障害福祉課に行けば頂けるという理解でよろしいですか。それか，どこかで閲覧という形でしょうか。

■事務局

本編のほうか，今年度の予算で，今日の夕方が納期で納品される予定なので，皆さんにお送りさせていただきます。よろしくお願いします。

■谷内会長

はい，それを皆さん，じっくり読ませていただいて。ご紹介いただいたように，自立支援協議会から計画に書き込んでいただいたものが多数ありますので，ご確認いただければなと思います。

それでは，次の議事に入りたいと思います。相談支援事業所の概要について，資料5になります。では障害福祉課，よろしくお願いいたします。

（４）相談支援事業所の概要について

■事務局

障害福祉課です。ここでは，協議会の事務局と3つのワーキングをそれぞれ担当している相談支援事業の概要をご説明いたします。本日，初めての委員の方もいらっしゃいますので，説明させていただきます。

資料5をご覧ください。最初に，地域生活支援センター希望ヶ丘です。運営法人は社会福祉法人新樹会で，法人全体として，精神障害の方を主な対象としまして，精神障害回復者の生活の質の向上を目指し，多様なサービスを提供しています。就労継続支援B型や生活介護，グループホームや短期入所などのさまざまな障害福祉サービスを実施しております。事業所はつつじヶ丘駅の南側にあり，相談支援事業と併せて，障害者地域活動支援センターとして，オープンスペースや夕食会，パソコン教室などの事業を行っています。

では次に，2ページに進んでいただきまして，相談支援事業所ドルチェについてです。ドルチェは，運営法人は社会福祉法人調布市社会福祉協議会です。社会福祉協議会全体としましては，法人が運営する施設事業のとおりで，たくさんあるのですが，障害福祉分野のみでなく，高齢者福祉に関することや地域福祉に関することなど，駅前にある総合福祉センターを中心に，さまざまな事業を展開しております。

その中で，障害者に関する相談支援事業所としましては，2番の事業所の概要をご覧ください

だきまして、まず、対象者としましては、身体障害の方と高次脳機能障害の方を主な対象としています。事業所は総合福祉センターの中の4階にありまして、相談支援事業の他に、障害者地域活動支援センターとして、デイサービスやさまざまなサロンなどを実施しています。

では次に、3ページの右下のところに、ちょうふだぞうがございます。ちょうふだぞうは、運営法人は社会福祉法人調布市社会福祉事業団です。法人が運営する施設と事業としましては、障害者を対象とした知的障害者援護施設なごみ、それから重症身障害者の方向けのデイセンターまなびや等、複数箇所のグループホームや通所施設が市内に多数あります。また、お子さんを対象とする子ども発達センターや、子ども家庭支援センターすこやか、学童クラブなど、いろいろな事業を行っています。

相談支援事業所のちょうふだぞうとしましては、2の「事業所の概要」をご覧ください。主な対象者は知的障害の方となっており、事業所の場所は国領駅のすぐ近くにあります。相談事業所の他に、就労支援事業所や地域生活活動支援センターとして、オープンスペースや生活講習会などを行っています。

簡単ではございますが、3か所の相談支援事業者の概要でした。では、会長にお返しいたします。

■谷内会長

ありがとうございます。各相談支援事業所の説明をしていただきました。では休憩前にもう1点、議事がございます。今度は議事の5になりまして、資料のほうが、資料6です。資料6、「令和6年度各ワーキングの展開について」ということで、各ワーキングについてのご報告をお願いしたいと思います。それで、各ワーキングの説明の後、それぞれの座長から一言、補足等ありましたら、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。では資料6の順で、掲載順でいきたいと思しますので、まず1つ目ですね。学齢期の福祉教育を考えるワーキング、よろしくお願いいたします。

(4) 令和6年度各ワーキングの展開について

■事務局

希望ヶ丘です。学齢期の福祉教育を考えるワーキングのご説明させていただきます。最初、説明に移る前になんですが、この資料、1ページから3ページの間の5番目ですね。全て、1から3ページ目の5番目が令和5年度と記載されているのですが、こちら、令和6年度になりますので、訂正をお願いいたします。

では、学齢期の福祉教育を考えるワーキングを説明させていただきます。資料6の1ページ目をご覧ください。このワーキングですが、昨年度に引き続き、2年目のワーキングになります。昨年度は、福祉教育の主に障害理解教育を中心にした、小中学校に向けて、アンケ

ートのほうを実施させていただきました。実際に第一小学校で、当事者の方2名にご協力いただきまして、先生のご協力の下、障害福祉教育の授業を実施させていただきました。それを踏まえまして、今年度、目的としては、教育機関と福祉機関の共同で進める障害理解教育の教育内容などを検討することにより、調布市における障害理解の発展を目指していきたいなと思っています。

主に取り組む内容としてしましては、昨年度実施したアンケートのほう、集計は終わっているのですが、実際にヒアリングを行って、より今後、福祉と教育が連携していけるような、こういったことができるかということを検討するために、ヒアリング調査を行おうと考えております。

また、第一小学校で昨年度実施させていただきましたが、それを基に、実際に福祉教育、どんなことを進めていったらいいか。あとは子どもたちに伝え方等含め、ワーキングの中で、伝え方、内容、方法等について検討する場を設けられたらなと考えております。今後も福祉と教育の連携というものが大事になると思っていますので、そちらの運営方法についても検討していきたいなと考えております。

ワーキングメンバーは昨年同様で、当事者の方、当事者の家族の方、教育や福祉の関係者の方々、皆さまご協力いただいている状況です。

今年度の成果目標としては、先ほどもお伝えさせていただきましたが、ヒアリング調査を実施することで、より障害理解教育の現状を具体的にしていきながら、障害の社会モデルを踏まえた障害理解教育の教育目標等、教育内容、教育方法について検討できればと考えております。私からは以上になります。谷内会長、補足、よろしくお願いします。

■谷内会長

座長を務めております、谷内です。昨年度は、主にアンケート調査を各小中学校にさせていただきました。100%の回収率ということで、多くのご意見を頂戴することができました。その一方、この間、アンケートを行ったのですが、実際、それ以前の学校教育の現場ってというのは、オリパラがあったり、コロナ禍があったりというような状況を踏まえてのアンケート調査になってしまったので、やはり頂いた回答が理解できない部分が多々あり、非常にもったいない状況が今起こっています。その点も踏まえて、頂いた意見の中から幾つかピックアップをこちらでさせていただいて、そちらにヒアリング調査という形で、さらに教育現場の現状を理解していきたいなと思っています。その一方、現状を把握するだけではなく具体的な活動としまして、1ページの一番下の障害理解教育の教育目標、教育内容、教育方法、特にこの教育内容、教育方法について、教育関係者の先生方からご意見を伺いながら、私たちの思いをどのように小学生または中学生に伝えていけば良いかの方法について議論していければいいかなと思います。我々は、福祉が専門ではありますけれども、教育は専門ではありませんので、特に小中学生に対する教育となりますと、非常に高い教育レベルを求められるかと思います。その点、ちょっと先生方にお知恵を借りながら、私たちの思う

障害理解教育をお伝えする手段を今年度、開発していきたいなと思っておりますので、先生方、引き続き、よろしくお願いいたします。

■事務局

それでは、次のワーキングにまいりたいと思います。2ページ目ですね。医療と福祉の相互理解についてのワーキング。よろしくお願いいたします。

■事務局

医療と福祉の相互理解についてのワーキングについての報告を事務局ドルチェから報告させていただきます。令和4年度から開催しておりまして、令和5年度の終了予定となっていたのですが当事者や家族の方にワーキングのアンケートの結果、議論が足りないのではないかとということで、令和5年度は集計結果についての議論を深め、当初の企画から延期をさせていただき、完結に向けて進めております。令和5年度では障害当事者および家族、医療機関の方々につき、医療時の受診やアクセスについての現状や課題点についての把握を行うためのアンケートを行いました。その結果について検討を行っていき、回答者の約8割の方がかかりつけ医を持っていて、その医療機関の評価は高いという結果を得られたのですが、2割の方は、病状をうまく説明できない、お医者さんからの病状の説明について理解ができないことで、受診に困難さを感じている方がいることが明らかとなりました。そのため、今年度のワーキングは医療機関の方々のアンケート結果で当事者の方の受診を受け入れたいが、どう障害の方に対して接していいのかわからないという意見も、アンケートのほうから分かりましたので、そのような医療機関側の障害の方に対しての接し方等、特性を理解してもらうってということ。医療機関側の障害の理解に対して姿勢があるということが、障害のある方の医療受診をする際の安心感に繋がるのではないかと。まずは医療機関側に障害特性の配慮点というものをまとめたパンフレットを作成しており、掲示し、お互いの理解を深めていこう、そういったかたちで、令和6年度は進めていく方向となりました。

また先ほど、総合福祉計画のところであったかと思うのですが、病気を治療するというよりは、未然に防いでいくというところで、まだ課題点が多くあったため、併せて、そこについても協議を進めていくとなっております。2番の「取り組む内容」については、先ほども先述したとおり、アンケート結果を踏まえ、医療受診についての促進要因や阻害要因を明らかにし、解決方法を検討していくこととなっております。3番のワーキンググループメンバーについては、昨年度から引き続き、各障害者団体の皆さまだったり、医療関係者の方だったり、相談支援事業所の方に協力をいただくようになっております。西田先生が、医師会の会長の任を終了されましたので、引き続き、医師会のほうから副会長の荒井先生が参加していただくこととなっております。西田先生も、当ワーキングのほう終了までご協力いただけるということで、引き続き、メンバーとしてご参加をいただいております。

最後に、令和6年度の成果目標についてですが、繰り返しとなりますが、医療アクセスや

医療受診促進に向けての、障害理解を促進するためのパンフレットを作成していくというところと、病気の早期発見、未然に防ぐという健康診断についての課題についての解決方法や配慮点について協議を行っていくとなっております。事務局から以上となりますが、山本座長、何か補足等お願いいたします。

■山本副会長

今のご報告で、おおむね十分かと思うのですが、1点だけちょっと付け加えさせていただくと、当事者アンケートでは、今のご報告のような状況があったということと、併せて、お医者さん向け、医師会会員に向けたアンケートもとらせていただきました。そこで分かったのは、お医者さん自身も、障害者の方が受診することについて、極めて積極的なお考えを持っているということです。しかしながら、やはり受診がなかなか難しいよという方も現にいらっしゃる、このギャップはどこにあるんだろうというふうな議論を昨年したところ、ちょっとした気遣いや、ちょっとした配慮が受診の促進につながるんじゃないか。逆に言うと、お医者さんもすごく大きく構えて、「さあどうしよう」みたいなことでなくても、ほんとはちょっとした時間を工夫する等々の配慮で、そこは解決できるのではないだろうかというところで、今回、パンフレットをかなり実務的な形で、なおかつ、事例なども交えながら作ることによって、お医者さんに向けた理解を深めていく、そういうことができるんじゃないかねということを議論しているところです。

実際、パンフレットを作るという作業になると、かなり具体的な工夫が必要になりますので、それも含めた課題を今年度、解決していく。それが1点と、もう1つ議論の中に出たのが、先ほどの報告にあったとおり健診です。何よりも予防というのは大事だということでは、スムーズにその予防ができるような仕組み、体制、それをどうにか作れないだろうかということを、関係機関の連携や工夫の中で見いだしていきたいと考えているところです。補足は以上です。

■谷内会長

ありがとうございました。では、3つ目のワーキングに入ります。3ページです。福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキング。よろしくお願いします。

■事務局

ちょうふだぞうです。よろしくお願いいたします。本ワーキング、令和4年度からやっておりますが、令和4年度、5年度と、さまざまな地域での地域資源のまずは棚卸しですとか、他の自治体で実施されている、主に障害者雇用に関する部分ですけれども、そうした超短時間雇用と呼ばれるものの取り組みについてのヒアリング等を実施しておりました。

令和6年度の方針についてですけれども、そうした収集した情報を基に、改めて、福祉にフィットしない方たちはどういう方たちなのかというところを、まず序盤に各委員の方に

ヒアリングを行いまして、改めて形としていきたいと考えております。その軸がぶれてしまうと、今後こういった支援が必要かを検討していく上でもぶれていってしまうということが、昨年度、最後のワーキングの中でも判明しましたので、今年度第1回の前に、改めて、対象となる方を、各委員の方たちの意識を擦り合わせした上で、第1回目に臨みたいと考えております。ワーキングの中で取り組む主な内容としましては、これまで検討してきた結果を踏まえると、主に就労と生活体験の2つに分かれてくるというところで、今年度においては、その2つを主に目標として、検討をしていきたいと考えております。また、新たな令和6年度からの事業になる、ワークライフカレッジすっとくの取り組みについても、こちらの事業もまさにノーフィット、なかなか行き場所がない方たちというところが、ちょうふだぞうで支援していた中でもあります。そうした方たちを対象としてスタートとしている事業になりますので、ワーキングの中で、ぜひ報告をしつつ、また、ワーキングの中で検討した結果を、このワークライフカレッジすっとくの事業に落とし込んでいきたいと考えております。ワーキングメンバーについては、今年度、新たに、めじろ作業所に参加を依頼しております。最後に成果目標なのですが、令和4年度、5年度と、主に情報収集、ヒアリングを主にやってきたのですが、令和6年度については、改めてそうした情報を元に、何か調布市という地域の中で、独自の地域連携ですとか、あとは地域資源を実際に創出するところまで持っていきたいと考えております。昨年度、港区の取り組みについてヒアリングをしたのですが、いきなりそうした大きな企画を実施するというのは難しいんですけども、まず、その中で必要となっているのが、福祉と地域、もしくは、特に就労の企業さんとの連携かなと考えております。地域にもすぐ福祉について力をお貸しいただけるような企業さんが多くありますので、そうした企業さんとのつながりをまず開拓した上で何か1つ企画を実施していくっていうところを考えております。就労体験だけでなく生活体験についても、企業さんであったりとか、民間の団体の方の力をお借りできないかと検討した上で企画していきたいというふうに思っております。丸山先生、よろしくお願いします。

■丸山副会長

座長を仰せつかっている丸山です。今、説明がありましたけれども、福祉にフィットしない方いうと、とても幅が広いものになってしまいます。障害の有無や特性、または希望するサービス、それらと、もともとサービスがないとか、受ける資格がある、ないってところまで考えていくと、永久に、このワーキングはやっていかないといけなくなっちゃうのですね。相談支援の中で、日頃、そういう人たちがたくさんいらっしゃる。このワーキングの中では、今まで、そういった課題のある人たちがたくさんいることは当然分かっていて、全てを解決することは難しいので、これまでの話し合いの中で、今出たように、生活と、就労についての2点に絞って、新たな場所、プログラムの仕組みの提案ができるようにしていきたいと思っています。ちょうど今年度からワークライフカレッジすっとくがスタートしましたので、そこでの実践なども検証しながら、メンバーのそれぞれの立場から、いろんな提

案等を頂いて、今までの検討してきた居場所とか相談とか体験、自己理解、こういった視点から、福祉にフィットしない方たちの次の選択肢についてのモデル提案をしていきたいと考えています。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

■谷内会長

はい。ありがとうございました。では引き続いて4ページ、サービスのあり方検討会。よろしくお願いいたします。

■事務局

サービスのあり方検討会について、障害福祉課よりご説明いたします。資料6の4ページをご覧ください。サービスのあり方検討会の目的といたしまして、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、調布市におけるサービスの支給決定の考え方の共有を図り、一人一人の尊厳のある暮らしが満たされる社会を構築することを目指し障害福祉の増進に資することとしています。メンバーは調布市内の指定特定相談支援事業所、12事業所の相談支援専門員で構成されています。実施計画といたしましては、今年度は全6回を予定しております。第2回目と第5回目は、地域生活支援拠点会議を併せて開催し、「地域体制強化共同支援加算」を算定した記録の報告から地域課題について共有を図ってまいります。また、昨年度に引き続き、相談支援専門員と他職種との顔が見える連携を目指し、他職種も交えた事例検討や制度の学習を行います。先だって、5月20日に第1回を開催しまして、他機関との重層的に関わるような事例や、子どもから大人への変わり目の時期の支援のあり方について、考えられるような事例について取り組めると良いのではないかと意見が挙がりました。今年度、検討していきたいと思っております。サービスのあり方検討会の報告については以上となります。会長にお返しいたします。

■谷内会長

ありがとうございました。以上が各ワーキングおよびサービスのあり方検討会の令和6年度の運営方針でございました。それでは、ちょうど1時間ほどたちますので、ここで一度休憩を入れたいと思います。10分間の休憩にします。ちなみに今10時46分なので、10時57分まで、10分間休憩をして、その後、質疑応答から入りたいと思います。10時57分までになります。休憩後は質疑応答になりますので、ぜひ休憩時間に、何かご不明な点をお考えいただければと思います。では、休憩に入ります。

(休憩)

■谷内会長

3ワーキング、あり方検討会、合わせて4つの報告をしていただきました。ぜひ皆さ

まからご意見とかご質問があれば、各ワーキング、あり方検討会にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■ A 委員

民生委員はメンバーには入ってないんですが、民生委員の立場って、前にもちょっと言ったと思うんですけど、全体会に出席するだけでいいのか。また、こういったワーキングメンバーに入ってしまったほうがいいのか。特に商工会の方は、このワーキングメンバーに入ってしまったほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったもんですから。何となく民生委員の立場は宙に浮いてるような気がするのですけれど、どうでしょうか。よろしくお願いします。

■ 谷内会長

どうですかね。事務局のほうになりますかね。

■ 事務局

ありがとうございます。そうですね。確かにおっしゃられたとおり、民生委員さんからの意見というところをまだ聞けてなかったのが、改めて言われて、思いました。今年度、ワーキングについても、このメンバーオンリーでやっていくっていうことは考えていなくて、適宜オブザーバーとして、ゲストの方には参加していただくかなというふうに考えております。事務局でも、今年度はどういうふうにゲストを呼んでいくかっていうところが、今、検討されておりますので、また、検討の結果次第で、お願いすることになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。ぜひ、意見聞かせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

■ 丸山副会長

座長の丸山です。今もありましたけど、前回ですね。全体会、昨年度の最後、A 委員と B 委員と皆さんで、ワークショップで結構、話が盛り上がってたんですけども、ワーキング自体は別にクローズでやってるわけでもないの。ただ、内容によって、外部の人は分からない話になってしまう時もあるかもしれないので、テーマによって、皆さんにご案内をし参加してもらったり、意見もらったりしたいと考えています。ありがとうございます。

■ 谷内会長

ありがとうございます。今お名前が挙がった B 委員さん、せっかくですから何か、今日のご感想でも構いませんし、またご質問もしありましたら、お願いできればありがたいです。

■ B 委員

前回、そういう、ワーキングに入れていただいて、いろいろとお話聞いたり、発言したり

させていただいたのですが、なかなか勉強不足で、そういう実態というのをよく存じないので、商工会の事務局のほうにもちょっと聞いてみたんですけど、商工会のね。やっぱりそちらのほうでも、まだなかなか、現在のところ、把握ができてないと。データがないというような答えでございました。そういうことで、今後、要望があれば、それらを会の中でも展開していくような、努力をしたいと思います。ただ、調布市内の商工業者、すなわち、そもそも商工会という組織自体が大企業の集まりじゃないんですね。ほんとに小。中も入らない。小、零細企業ぐらいの。人数で言って、最大でも50～60人。100人いないのではないかな。そういう、ちょっと小さい企業の中で、どれだけの障害者の方をお受け入れできることができるかとか、その辺で結構、課題は多いかというふうに、私としては感想を持っています。何かちょっと後ろ向きの話で、大変申し訳ありません。できるだけことはやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

■谷内会長

よろしくお願いします。ぜひ、この協議会の対応を商工会で話題に挙げていただけると、大変ありがたいです。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。それでは引き続き、質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。C委員さん、よろしくお願いします。

■C委員

福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考えるワーキングについてなんですけれども、以前から申し上げているとおり、精神障害者の場合には、医療につながっているけれども、福祉につながっていない方がたくさんいます。ただ、先ほどのこのワーキングの報告の中でもおっしゃっていたとおり、ワーキング対象となる方は非常に多いので、広げ過ぎたら、テーマとして検討できないので、一応絞りましたということを伺いました。精神の場合のような方を今後のワーキングのテーマとしていただけるように、今回のワーキングで検討していただけた内容で、対象にならなかった方を分析し参考にさせていただけると、精神のほうで課題にしている方も対象になるかと思います。ぜひ、このワーキングの中で、どういう方は対象になって、どういう方は今後、どういう形で考えていけば良いのかという課題の材料として、このワーキングの結果を残していただければと思います。

■丸山副会長

C委員さん、ありがとうございます。座長の丸山です。昨年度までも、いろんな方々から、精神疾患のある方とか、発達障害の方とか、ひきこもりの方とか、さまざまな課題を抱えているのですがサービスにうまく結びついていない対象の方々がいらっしゃるご指摘とかご提案、頂いていました。ワーキングの中でも、そういう話は幾度となく出てきていたんですけども、メンバーの数が限られているってということと、すぐに一足飛びに、じゃあ、こういうサービスを作りましょうとか、こういうプログラムが必要ですね、という提案まで

できないだろうということで、課題整理をして、こういう人たちが福祉にフィットしないよね、こういう対象の人は障害者総合支援法のサービスと結びつかないよね、というふうな。だけど今すぐ、生活とか就労っていう部分の何らかの解決策を考えていくことは、すぐにはできない課題が残っているっていうものを、今年度、整理をしていきたいと思っていますので、また、頂いたご意見を参考にしたいと思ひますし、ご意見も頂きたいと思ひます。ありがとうございます。

■谷内会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。ご質問ある方、挙手いただければと思ひます。ご意見でも、もちろん構いません。委員Dさん、よろしくお願いします。

■D委員

ワーキングの件ではないのですが、自立支援協議会にちょっと関連するのですが、よろしいでしょうか。

■谷内会長

はい。どうぞ。

■D委員

先ほど、部長さんですかね。あいさつの中にあつたのですが、手話言語条例と意思疎通支援条例に関して、今、検討委員会がありまして、皆さまのおかげで、スムーズに進んでる状況です。他の地域の状況も聞いた時に、やはり、条例を作ると言い始めてから、実際、制定するまでに、5年、または10年かかっている地域っていうのは複数あるんですね。その中で調布市は本当にスムーズに、この1年、まだたっていないっていう状況でも制定されるのではないかという状況です。改めて考えてみますと、この自立支援協議会の皆さん、この委員会の皆さん、普段から他の障害者団体の方々、また福祉課の方々、福祉関係者の方々、いろいろな方々の、日頃からネットワークをつくってきた、その積み重ねで、条例もスムーズに制定が進んでいるという流れ。これは本当に感謝しております。ありがとうございます。そしてもう1つ、ちょっとお願いがあるんですが。この自立支援協議会の中、今年度の当事者のメンバーが少し減っているのがとても残念に思っております。恐らく、いろいろな当事者団体の中のそれぞれの事情があつてのことだと思われるのですが、この自立支援協議会は、当事者の委員が参加するということが強みになってると私自身は思っております。当事者の立場からの、この会議の内容、やはり難しい面、いろいろとあると思うのですが、でも参加するだけでも、とても学びになります。ぜひ当事者の委員も、あと、そうですね。1人、2人、増やしていただければありがたいと思ひてます。もう今年度はもう決まっていますよね。今すぐどうしてほしいのではなく、来年、再来年度、メンバーを考える時に、ぜひ当事者を増や

していただければと思っております。以上です。

■事務局

事務局の障害福祉課です。当事者委員なんですけれども、本日お配りした参考資料Ⅰのほうに、これは調布市の地域自立支援協議会の要綱なんですけど、参考資料Ⅰの3番の「構成」のところに、調布市での規定が書いてあります。「障害者団体の構成員 6人以内」ということで、一応、決まりとしてはあります。名簿もお配りしてるんですが、そこに実は、視覚障害者協会のほうが抜けております。本日の会議のほうに視覚障害者協会の会長の選任が間に合わなかったっていうことで、欠席となっています。名簿自体から視覚障害者協会が抜けているのですが、視覚障害者協会の方が参加いただく予定がありますので、2回目からは1人増えるかなと思います。自立支援協議会では当事者の方々からのご意見を大切にして、今までも幾つか施策に結びついておりますので、今後も減らすことなくご協力いただいて、ご意見のほうを頂きたいと思っております。以上です。

■谷内会長

その他いかがでしょう。ワーキング等に対するご意見でも構いませんので。私が今、関わらせていただいている、教育と福祉の連携について、もし委員Eさん、何かご意見があればありがたいと思います。ワーキングでお聞きする機会がありませんので、ぜひ。

■E委員

去年、第一小学校で授業は今年もやっていただいていたんですけども、もう1校ぐらい、市内の別の学校で、障害理解の授業をやっていただくのはどうかなということと、調布特別支援学校と市内の学校との交流をより深める、みたいなことでもご提案いただきたいなと思ったりして、他委員と先ほど、雑談しておりました。すごく大事な取り組みだと思いますし、放課後の活動とかも学齢期を過ぎると、やはり地域とのつながりがなくなっていった、成人の方はちょっと行き場所がないという話もあり「ほりで〜ぷらん」を作っていたんですけども。学齢期からずっと地域でつながり続けられると、例えば、災害時の避難所とかの中でうまくやれる等にもつながります。また例えば、作業所さんと学校とのつながりも、一部あるところもあるみたいなんですけれども、やれるといいなというふうに思っています。

■谷内会長

ありがとうございます。もしよろしければ、委員Fさんも何か、今日、初めて出ていただいて、ご感想等頂ければありがたいのですが、いかがでしょうか。

■F委員

昨年度まで、調布特別支援学校で校長をしておりましたけども、特別支援学校は、理解推進教育っていうことで、これはかなり昔からですけども、児童生徒がいろんな形で地域に出ていくことを通して、障害の理解を進めていくっていうことを学校を挙げてやってきました。改めて福祉教育っていう形で、やはり小学校や中学校のお子さんに広げていくっていうところは、出前教育っていう形ですけども、やはり副籍だとか、学校間交流をする前に、いきなり進めていくようなのは難しいので、そういうことは教員のほうがあらかじめ出向いて行って、障害ってこういうもんですよっていうことを説明したりとかっていうことをやっていました。そういうノウハウみたいなものはありますので、そのようなことを通して、やっていければなと思っておりました。しかし今いろんな方々のお話を聞いて、今、本当に社会も変わってくる中で、改めて学齢期からのことについては、私もまた学びながら進めていきたいなと思っております。子どもたちが今そういった交流を進めていくと、すぐに打ち解けて、どんどん仲良くなって、そういう子どもがいるんだっていうことを子ども同士で広げて、理解を深めているっていう状況があります。そのようなことを通して、またさらに地域の中で、この障害の理解だとかが進んでいけるように、少しでもお役に立てればと思っております。

■ G 委員

いつも障害者にご協力いただいて、ありがとうございます。私は当事者です。私、57歳の時まで健康だったんですよ。だけど、その当時、脳幹梗塞で倒れまして、右半身不随になりました。感覚もなくなり「これ、俺の腕？」みたいになった。今も右腕重いです。4年前には腎臓にがんが見つかって取っちゃいました。でも、人間ってこうやって生きてられるんですよ。もう70代半ばですけどね。ここに皆さん、そうそうたるメンバーですけど私のスタンスとしては、俺も人間だけど、おまえも人間で、どこが違うんだ。そういうスタンスでいってます。そして人間は便利で、スマホとか何か便利ですけど、しゃべれない。口のほうが便利。私は何でも言っちゃいます。スーパーでもどこでも。今まで困り事、1つありません。障害者だけど。分からなければ、言いますから。俺はこうしてほしいんだ。ここが悪い、あそこが悪いんだ。親切にしてあげようっていう気持ちはみんな持ってるんです。ただ、出せないだけなのです。それが分かれば、この人に親切にしてあげようとか、こうしてあげようとか、思うんです。そうしてくれると、やってもらってるのに、やってる人のほうがうれしそう顔してる。何回もこんなして体験してます。「ありがとう」っていうのはお互いさまだと思ってます。そういった意味では。そうした人に寄り添っていこうと、自分の身近にいる、目の前の人に寄り添っていこうと、そう思ってます。

■ 谷内会長

手短にありがとうございました。貴重なご意見、いつもありがとうございます。

■ C 委員

はい。

■ 谷内会長

C 委員さん、お願いします。

■ C 委員

この学齢期の福祉教育を考えるワーキングにつきまして、精神障害につきましては、国の方針が高校からは、この教育の中に入りました。ただ、高校からです。学童期のところ、学齢期では小中学校という形に対象がなっておりますので、ぜひ国の対象になっていない中学校の福祉教育の中に精神障害、精神疾患についての取り扱いというのを入れていただきたいと思います。こういった自立支援協議会のような場でないと教育機関と福祉機関が共同で検討する場というのはなかなかないと思いますので、ぜひ、このワーキングの中で、中学教育の中での精神疾患、精神障害についてのご検討をよろしくお願いいたします。

■ 谷内会長

ありがとうございます。座長の立場から、大事なテーマだと思っています。ワーキングでも度々、それは話題に上がるのですが、恐らくそれは他の障害も一緒に、視覚障害のことを理解しようとか、知的障害のことを理解しようっていう描き方じゃなくて、今はやりの言葉でいくと、ダイバーシティ、多様性教育であるとか、そうした形のほうが、実は子どもたちに伝えやすいのかなというところで、もちろん、その中に精神障害の方もいれば、発達障害の人もある。何かそういう構図を今、描きながら、それをどう具体的に落とし込めるかっていうのを今年度、取り組みたいと思っています。貴重なご意見、ありがとうございました。

その他いかがでしょう。そろそろ時間となりそうなのですが、あと、1人、2人、いらっしゃれば。よろしいですか。では福祉にフィットしないところと関連するかもしれないのですが、3月にまた多くの子どもたちが卒業されたのかと思うのですが、その卒後の状況とか、けやきの森学園では今、どういう状況になっているのでしょうか。もし、ちょっと情報を頂ければなと思っています。

■ H 委員

卒後の状況ですと、生徒さん、それぞれだと思うのですが、南大沢学園とかの就業技術科、八王子南が今年から開校いたしまして、職能開発科ができました。今、特別支援学校ですと、軽度の方が少なくなっておりますので、福祉事業所が中心の就労先の方が多くなっています。1校で5人から10人ぐらいが企業就労となっております。卒業した生徒さんたちはみんな、3年間はアフターケアをして、継続して働いていけるようにと、継続して、その施

設にいられるようにということはやっております。先ほど、すとおくのお話が出たんですけど、私も先日、すとおくにちょっと見学させていただいて、やはり、ひきこもりのお子さんとか、なかなか社会に出れないお子さまを受け入れてくださるような感じで、今、進めていただいています。そこもちょっと検討しながら、生徒さんの今後の、社会に出た時の行き場を考えていきたいなと思っております。今のところ、卒業生はそういう状況で進んでおります。以上です。

■谷内会長

ご丁寧にありがとうございます。ぜひまた福祉にフィットしない方のワーキングに、さまざまなご意見、現場から出していただければありがたく思います。はい。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。質疑応答、よろしいでしょうか。

では、議事のほうに戻りたいと思います。議事は6番です。障害者差別解消支援地域協議会。こちらの自立支援協議会は、こちらの地域協議会とも兼ねておりますので、そちらのご報告を事務局からお願いいたします。

(6) 障害者差別解消支援地域協議会について

■事務局

皆さまこんにちは。今年度より障害者差別解消支援地域協議会を担当いたします、障害福祉課です。どうぞよろしくお願いいたします。今、会長の谷内先生よりお話しもいただきましたが、平成28年に差別解消法が施行されて、この協議会が自立支援協議会の中に設置されました。差別解消法は障害の有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の充実を目指し、差別を解消するということを目的としています。罰則規定は特に設けられていない法律なので、相談があった時には、双方それぞれのお話を伺って、建設的な話し合いを持ち、合理的配慮を求めたりですとか、あとは地域で皆さまが「差別的取扱い」なく生活できるということを目的としております。ここでいうところの差別の定義ですが、「不当な差別的取扱いをすること」と「必要かつ合理的な配慮をしないこと」としています。冒頭の部長あいさつにもございましたが、この協議会には、好事例となる合理的配慮や障害理解の促進を皆さまと共有をさせていただきまして、各団体にお持ち帰りいただきまして、調布市全体で共生社会が広がっていったほしいというような、そういった趣旨がございます。また、本協議会には守秘義務の規程がございますので、個人が特定されないように事例を紹介させていただいて、皆さまには守秘義務がありますということをご留意いただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

本日、私のほうからは、報告が2点ございます。

1点目が、お手元、配付しております、カラー刷りの障害者差別解消法の改正のパンフレットで、こちらのお話になります。内容は先ほどの説明と重なりますので、少し省略をさせ

ていただきますが、今回、この4月からの改正された部分につきましては、パンフレットを開いていただいた右側の下部分、「差別解消のための取り組み義務について」の部分です。その下ところにある「民間事業者の合理的配慮の提供が努力義務から義務と変わりました」というところが今回の改正内容となっております。この改正により、国や市役所と同様に、全ての会社やお店でも、合理的配慮を提供することが義務付けられました。このパンフレットにつきましては、調布市医師会および歯科医師会を通じて医療機関に配布をさせていただいておりまして、また、調布市商工会を通じて、市内商店へも配付を予定しております。

2点目は、前回の協議会以降に相談があった件についてご報告いたします。相談は1件ございまして、内容が、知的障害の方が携帯電話の契約を変更する際に、料金が高額になるというケースの説明が不十分だったということで、合理的配慮の不提供の相談が1件ございました。こちらのほうから該当の企業のお客さまセンターへご連絡をさせていただいて、状況を把握して、合理的配慮について、こちらから説明をさせていただいています。先日、ご本人、こちらのほうにいらっしやいまして、その後、企業の担当の方からご連絡をもらって、こちらのほうの課題が解決したということで、ご報告を頂いております。事務局からの報告は以上です。会長にお返しします。

■谷内会長

ありがとうございました。1点目が、ようやくと言っていいと思うのですけれども、民間企業等の合理的配慮の義務化が始まったという点です。これ非常に大きな意味があるのではないかなと思っております。今後、皆さま方、いろんな方々からご相談、差別を受けた等、ご相談を受けた際には、まだこの義務化について、周知が徹底されていないと思いますので、ぜひ教えてあげれば、大変喜ばれるのではないかなと思います。また、調布市にはこうした協議会も設置されておりますし、市役所のほうで相談窓口もありますので、その旨もお伝えいただければありがたく思います。

2点目が相談事例ということで、以前に比べれば、良いのか悪いのか、ケース自体は少なくなっているのですけれども、今回もこの法律のおかげと言っていいと思うんです。この法律があるとなないとじゃ、対応が全く変わってきますので、それによって解決したという好事例のご報告を頂きました。

その他、皆さまのほうから、この間、前回、全体会が終わって、今回までの間に、皆さまもそれぞれの団体であるとか、周囲で、何か差別事例に当たるような、または近いようなご経験、または情報をお持ちの方はいらっしやいますかね。特に聞かれないですか。

■E委員

身近な事例ではなくて、とても有名な事例なのですけれども、シアタス調布のグランシアターという、スロープのないところがあって、そこでしかやってない映画を見たいと思って、車椅子の方がいらして。その日は観覧はできたんですけれども、車椅子からグランシアター

のすごくいい椅子なんですね。値段も高いですけど、そこに乗り移る時とかに抱えなければいけなくて、女性職員だと対応できなくて、「次からはこのスクリーンですね、このグランシアターは利用されないほうがいいんじゃないですか」みたいなこと言われたというのを、その方が SNS に書いたら、すごいもう Yahoo!ニュースとかになるような、結構騒ぎになって。もちろん、イオンシネマがお話をして解決されたんですけども、その車椅子の方へのバッシングもすごかったんですね。つまり、「わがままを言うな」みたいな、「他の映画館に行けばいいじゃないか」みたいな声もととても多くて。その映画はシアタス調布では、そのスクリーンでしかやってなく、しかも値段も高かったのです。シートがフラットになる、足が上がってくるので、身体障害の方、その方にとっては楽な椅子だったそうなんですけれども、シアタス調布の他のスクリーンではやってなくて、都内でもほんとに限られたところでしかやってない映画だったということなんです。でも、やっぱり差別解消法が知られていないということがやっぱり大きいのかな、とも思います。ただ、その方に関しては、スロープを造るということはなかなかすぐにはできないので、どういうふうに解決されたか分かんないですが、やっぱり職員がお手伝いしますというようにするか、他のスクリーンでもやる等、いろんな形でイオンシネマと解決されたようなんです。やはりそこで、支配人の方がおっしゃったそうなんですけど、ちょっと言葉が足りなかったのかな、とか、あとは「どうしましょうか」というところがなくて、「このスクリーンでは見ないでください」で終わっていたので、やっぱり話し合いが大事なのかな。分かり合って、いい道を探すっていうことを差別解消法を知るだけでなく、そこが分かっていたらと、すごくいいのかなというふうに、この事件で感じました。

■谷内会長

情報提供ありがとうございます。皆さん、ご存じない方はぜひ、インターネットでググっていただければ、すぐに出てくるかと思います。その他いかがでしょうか。何か皆さんで情報をお持ちではありませんか。こうして法律はできた、改正法が施行されたわけですけども、周知をどうしていくかっていうことも、今後、調布市も大きな課題かと思います。もう 1 点が企業です。商工会の方もお見えですけども、お店の方々にどう伝えていくか。そこで大事なものは、やっぱり当事者の話を聞くことだと思うんです。本人たちから、関わり方であったり、今の映画館のスタッフのお話でしたけれども、恐らく、その方自身が考えても、答えは見つからないと思うんですね。やっぱりどなたかがそれを、指導という言葉が適切かどうかは分からないですけども、伝えることが必要なのかな。そういう意味では、当事者の養成は調布市でも取り組んでいます。今年は 3 月にやる予定になっていますけど、当事者講師であったり、当事者本人から率直にそのあたりの要望であったり、希望を職員、お店の方が聞くような研修が、小さいものをたくさん調布市の中で開催されていくといいのかなと思っています。そういう 1 つ 1 つの取り組みが、結果的にこうした差別というか、嫌な思いですね。不適切な関わりというものが減っていくのかなと思いますので、ぜひ、皆さん

もそれぞれの所属機関でまたお考えいただいて、またいい事例がありましたら、ご報告いただければありがたいと思います。

その他いかがでしょうか。差別解消についてはよろしいですか。では、全体を通していかがですかね。ご意見、ご質問、言い残してる方、いらっしゃらないですか。

では初回ということで、初めて参加された方は、ほんとにたくさん情報があふれて大変かと思いますけれども、今年度どうぞよろしくお願いいたします。

最後、事務連絡等ございますか。事務局から、よろしくお願いします。

6 連絡事項

■事務局

最後に事務連絡させていただきます。本日は皆さま、ありがとうございました。本日、十分にご発言いただけなかったご意見などがありましたら、事務局のほうへお寄せいただければと思います。方法のほうは、直接でもいいですし、メールやファクスなど、何でも構いませんので、6月5日までにご意見頂ければと思います。よろしくお願いします。それから、議事の中でご案内させていただきましたけれども、運営委員を募集しております。ご協力いただける方がいらっしゃいましたら、こちらは6月12日までに事務局のほうにご連絡いただければと思います。それから、手話言語条例と障害者の意思疎通条例のほうも情報提供ありましたけれども、パブリックコメントを行います。6月5日から7月4日までの1か月間ですので、皆さま、ぜひご一読いただき、ご意見頂ければと思います。

次回の全体会は3か月以上先になってしまうんですけれども、9月17日、火曜日になります。時間が変わりまして、午後2時半から開催となりますので、ご注意ください。場所は、場所も変わって、お隣の部屋なんです。ここが1001なんですけど、次は1002の学習室でやりますので、よろしくお願いいたします。

7 閉会

■事務局

それでは以上をもちまして、第1回の自立支援協議会の全体会を閉会させていただきます。会場の都合により、終了後すぐに退室作業に入ります。ご了承の上、皆さま、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。